

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会事務局条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十号）（政策調査課）

### 一 趣旨

知事部局の職制との均衡を図るため、新たに職員の職を設けるための改正

### 二 内容

事務局における職員の職に「主任専門員」を設け、その職務を定める。

### 三 施行期日

公布の日